

生食発 0831 第 19 号  
令和 5 年 8 月 31 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
(公 印 省 略)

### 食品衛生責任者の選任と資質向上について

平素より食品安全行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)において、HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことに伴い、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)に、営業者(器具又は容器包装を製造する営業者、食鳥処理の事業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業を行う者を除く。)は、施設の衛生管理に当たって食品衛生責任者を選任することが規定されました。

さらに、同令においては、営業許可の対象となる施設の食品衛生責任者は、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が認める講習会(以下「実務講習会」という。)を定期的受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めることとされました。また、営業届出の対象となる施設の食品衛生責任者についても、同様に実務講習会の定期的な受講が強く望まれるところです。

施設において HACCP に沿った衛生管理を適切に実施する上で食品衛生責任者が果たすべき役割は極めて大きいことから、営業許可の交付時や営業届出時に食品衛生責任者の選任が未実施であった施設に対しては、後日、食品衛生責任者が選任されたことを改めて確認するなど、食品衛生責任者不在の状態が速やかに是正されるよう、厳正なる対処をお願いします。

また、各都道府県等におかれては、食品衛生責任者が施設の衛生管理に必要な知識を継続的に習得できるよう、実務講習会の受講機会を確保するとともに、営業者及び食品衛生責任者に対して積極的な受講を強く働きかけるよう改めてお願いいたします。その際、「食品等事業者による自主的な衛生管理の取組推進等について」(令和 2 年 7 月 31 日付け生食発 0731 第 3 号)でもお願いしたとおり、食品等事業者への衛生教育や指導・相談、都道府県等との連携活動に実績のある

公益社団法人日本食品衛生協会並びに協会の支部及び支所との連携を強化するなどにより、実務講習会の一層の充実が図られるよう特段の御配慮をお願いいたします。